

文字資料からみた日本古代の松明（覚書）

桑田 訓也（奈良文化財研究所）

1. はじめに

筆者はこれまで文献史学の立場から、古代の灯火について、資料の収集・整理をおこなってきた。関心の中心は、灯明油および灯明皿にあった。2013年には、共同研究のメンバーとともに、古代とくに7、8世紀の灯明を考える基礎的研究の第一段階として、文字資料に現れる植物油の種類と用途を整理した（註1）。また、2020年には、文献からみた日本古代の明かりについて、灯火の種類と灯明皿を示す言葉を整理した上で、灯明皿を使用する場面を宮殿・官衙と寺院とに分けて提示した（註2）。それぞれ成果は得られたものの、なお収集・整理は十分ではなく、いくつかの課題も明瞭になった。その一つに、古代における灯火器利用の性格を文献から探るためには、松明を含めた照明具全体を見通した上で、その特質を検討する必要があることが挙げられる。

そこで本稿では、松明（続松）に関する文字資料について、出土文字資料を中心にピックアップし、今後の検討の足がかりとしたい。

2. 松明（続松）とは

灯明油・灯明皿は、室内用の明かりである。これに対して、屋外用の明かりとしては、松明（続松）がある。『和名類聚抄』は、松明で立項し、割書で「今案、松明者今之続松乎」と注記する。

松明については、『古今著聞集』に以下のような著名な話がある。村上天皇が紫宸殿に出御した際、年老いた下部を呼んで、現在の政治について世間はどのように言っているか、と尋ねた。下部は、すばらしいと申しております、ただし・・・と2点ばかり指摘した。それを聞いた天皇は、大いに恥じ入った、という話である。

2点のうちの1点が、「主殿寮に松明罷入候」というもので、「松明の入ると申は、公事の夜に入るよしにて侍り」と解説されている（註3）。『古今著聞集』は建長6年（1254）の成立で、村上天皇の時代（在位946～967）と離れているから、取り扱いには慎重でなければならないが、平安時代に政務や儀式が「夜化」したことを示唆する史料の一つとして言及される。

3. 松の採集

松明の管理は灯明油と同じく、基本的には主殿寮の職掌である。職員令43主殿寮条には「灯燭、松柴、庭燎」と列挙されている。松については、意味するところが明瞭なためか、わずかに穴記が「松明也」と記すのみで、令義解や他の令私記には注釈がみられない。

灯明油は、都城では諸国から税として貢納されたものを用い、あるいは市で交易して入手したものを使用していた。天皇家や上級貴族が自ら油料作物を栽培し、搾油していたという明証は、今のところ得られていない。

これに対して松明は、諸国からの貢納品ではなく、都城周辺で松を採集して用いる。『延喜式』によると、諸司に充てる松を採集するのは、主殿寮の仕丁の仕事である。

【史料1】『延喜式』主殿寮32諸司炭松条

凡充諸司炭松者、皆令寮家仕丁焼採。其薪者、依内侍宣、以収寮薪充之。

主殿寮には駈使丁80人が所属しており、彼らが採集にあたったとみられる。

また、例外として、宮内省被管の現業系の官司の一部では、自らの役所の仕丁を用いて、松を集めさせていた。

【史料2】『延喜式』大膳下 59 諸節神態条

凡諸節神態、并職内所_レ須炭・松明・薪、令_二仕丁儲備_一。〈大炊・主水・造酒等司准_レ此。〉

職員令では大膳職に 80 人、大炊寮に 30 人、主水司に 20 人の駈使丁が配されているが、造酒司に所属するのは直丁 1 人のみで、駈使丁は配されていない。造酒司において誰が作業を担ったかは検討の余地がある。

また、個別の場面であるが、夜に行幸があるとき、前驅を務める京職は、自分たちで松明を準備した。

【史料3】『延喜式』左右京職 12 車駕行幸条

凡車駕行幸、京職前驅。若夜即属以上及史生、将_二坊令・書生等_一、執_レ燎供奉。〈其松明職備之。〉

なお、正倉院文書には、「燭松」105 枝を購入した例が見える（天平 6 年（734）造仏所作物帳、『大日本古文書（編年）』1 巻 559 頁）。

4. 採松（取松）

松を採集する仕事は、その名のとおり「採松」という熟語で史料に散見する。

【史料4】長屋王家木簡（『平城京木簡二』1702 号）（写真 1）

- ・○召 採松 根麻呂 筥入女 益女 右三人進出
- ・○又三月四月五月右三月油持衣縫安麻呂参向 五月十二日鎌足

家扶

320 × 40 × 3 011

高市皇子の家政機関からの召文である。「採松」のために、長屋王邸（平城京左京三条二坊一・二・七・八坪）から根麻呂・筥入女・益女の 3 名の奴婢を呼び出す内容である。裏面には別件として「油持」の衣縫安麻呂の参向を命じている。双方とも灯火に関わる仕事と理解できそうだが、「採松」と「油持」の具体的な関連は不明である（註 4）。

正倉院文書にも「採松」が見える。天平宝字 6 年（764）4 月の田上山作所告朔によれば、雇夫 386 人のうち 1 人が「採松」に従事した（『大日本古文書（編年）』5 巻 221 頁）。

「取松」という表記もみえ、「採松」と同じ作業をさすとみて差し支えないと思われる。

【史料5】平城京左京七条一坊十六坪東一坊大路西側溝出土木簡（『平城京左京七条一坊十五・十六坪発掘調査報告』51 号）

〔一カ〕

取松二人食□

(140) × 18 × 6 019

下端が折損しているため文意が不明であるが、「取松」に遣わした 2 名への食料支給に関わる木簡の可能性はある。

なお、『類聚三代格』弘仁 13 年（822）閏 9 月 20 日付太政官符には、郡雑任のなかに「採松丁一人」がみえ、地方官衙においても松の採集が重要な仕事であったことがうかがえる。

5. 火を請求する木簡

平城宮跡からは、主殿寮が火を請求した木簡が出土している。

【史料6】平城宮大膳職地区出土木簡（『平城宮木簡一』2 号）（写真 2）

〔部カ〕

・主殿寮 請火事 殿□□

・ 十二月廿二日

(237) × 25 × 4 019



(赤外線画像)



写真 2



(赤外線画像)



写真 1

※写真 1・2 とも、木簡は原寸の約 40%

【史料 7】平城宮第二次大極殿院・内裏東方官衙地区出土木簡（『木簡研究』6、11 頁 2(8)）

〔大カ〕

・ ×殿寮解申請火事 □属正六位上三野臣枚田

・ 天平勝寶三年□月□□ []

(340) × 33 × 3 081

火は火種のことと推定されている。火種を何に点けるのかは木簡からは判然としないが、松明の点火に関わる可能性もあるとみて、ここに掲げておく。請求先は、史料 6 は不明であるが、史料 7 は解であることから、宮内省である。火を灯す材料を管理している部局と、火種を管理している部局が分かれており、申請によって火種を取得するというシステムは、宮内における火気の管理体制という観点からみて興味深い。

ほかに、門の名前を挙げて衛府が火を請求している木簡もある（『平城宮木簡三』3008 号）、こちらについては、門の警備に必要な火、すなわち松明や篝火の火種の可能性が高いと思われる。

6. むすびにかえて

以上、非常に雑駁ながら、いくつかの史料を紹介した。網羅性が担保できていない点はもとより、重要な史料・先行研究も見落としているかもしれない。そもそも松明の種類の弁別も意識しておらず、モノに即した検討に供するには程遠い。

ひとまずは現時点での覚えとして、今後も古代の灯火に関する検討を重ねていきたいと思う。

註

- 1 深澤芳樹・桑田訓也・神野恵・庄田慎矢・中村亜希子 2013「7、8世紀の灯明油に関する覚え書き」『奈良文化財研究所紀要 2013』
- 2 桑田訓也 2020「文献からみた灯明皿」『第23回古代官衙・集落研究集会報告書灯明皿と官衙・集落・寺院』奈良文化財研究所
- 3 史料の引用は、日本古典文学大系『古今著聞集』（岩波書店 1966）による。
- 4 平城宮跡資料館特別展の木簡解説シートでは、表面の松の採集について「油を採るためのものか」、裏面について「三月から五月までの足かけ三カ月間にわたって採った油を、衣縫安麻呂に持たせて届けることが追記されている」と説明する（奈良文化財研究所都城発掘調査部史料研究室編 2008「地下の正倉院展—長屋王家木簡の世界 第Ⅲ期解説シート」、同 2010「天平びとの声を聞く—地下の正倉院・平城宮木簡のすべて 第Ⅱ期第四室 解説シート7」）。